

第3回「産科医療特別給付事業運営委員会」会議録

日時：2026年8月4日(火) 14時00分～14時45分

場所：日本医療機能評価機構 9階ホール

公益財団法人日本医療機能評価機構

○事務局

お待たせいたしました。本日はご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは会議を始めます前に、事務局からお願い、確認がございます。Web会議システムを利用して運営委員会を開催いたします。審議中にネットワーク環境等により音声や映像に不具合が生じる可能性もございますが、必要に応じて都度対処してまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

続きまして、資料のご確認をお願いします。会場にご出席の委員におかれましては、机上に配付させていただいております。また、Web会議にてご出席の委員におかれましては、事前に郵送させていただいておりますので、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

資料の一番上に、第3回「産科医療特別給付事業運営委員会」委員出欠一覧がございます。次に、第3回「産科医療特別給付事業運営委員会」次第と議事資料がございます。次に、資料一覧と各種資料がございます。資料一覧の下から順番に資料1から資料4がございます。それぞれご確認をお願いいたします。資料の落丁等はないでしょうか。

なお、Web会議にて傍聴の皆様におかれましては、事前のご案内のとおり、資料につきましては本事業ホームページに掲載させていただいております。

また、委員の皆様へ審議に際して一点お願いがございます。会議の記録の都合上、ご発言をされる際には挙手または挙手ボタンを押していただき、委員長からのご指名がございましたら、ミュートを解除の上、初めにご自身のお名前を名乗った後に、続けてご発言くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第3回「産科医療特別給付事業運営委員会」を開催いたします。本日の委員の出欠状況でございますが、濱口委員が欠席となっております。また、岡委員と石渡委員が遅れての参加となります。

それでは、議事進行をこれより尾形委員長にお願い申し上げます。

○尾形委員長

こんにちは。尾形でございます。本日はご多用の中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、次第がございますとおり6項目の議事を予定しております。1) 第2回運営委員会の主な意見等について、2) 運営体制について、3) 審査および給付の実施状況等について、4) 給付申請促進に関する取組みについて、5) 集合的分析に関する取組みについて

て、6) 本事業の収支状況についてでございます。どうぞ忌憚のないご議論をよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。本日は、まず、1) から3) までを一つとして、その後、4)、5)、6) と順次取り上げて報告、議論を行いたいと思います。

それでは、1) から3) まででございますけれども、事務局のほうからまず資料の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議事資料の1 ページをお開きください。始めに、1) 第2回運営委員会の主な意見等についてでございます。主な意見は4点記載しております。

始めに、1. 給付対象外の事案(除外基準)についてです。一つ目の○でございますが、児の先天性要因の代表的な具体例として遺伝子異常という項目があるが、多数の事案を審査するにあたり、先天性要因かどうかを見分けることは非常に困難な作業ではないか。今回の給付対象外の事案は遺伝子異常によるものなのか、というご意見でございます。二つ目の○ですが、本事業は産科医療補償制度(以下、「産科制度」と同等の審査基準を用いており、一定程度給付対象外となる児がいるのは想定範囲内である。また、新たな遺伝子異常は毎年見つかってきており、わからなかった疾患がわかるというのは周産期医療の進歩である。審査委員会としては、最新の医学的な情報をもとに審査をしており、多少時間のずれが生じているが、新たな遺伝子異常が見つかり、それが審査委員会でも周知の事実であれば、審査の時点で判断するという事になっている、というご意見でございます。

続いて、2. 給付対象者の産科制度への申請有無およびその周知についてです。給付対象218件のうち、産科制度に補償申請を行ったことがある事案は176件、行ったことがない事案は42件とあるが、この比率は想定範囲内か。また、本事業をどのように周知する仕組みになっているのか、というご意見でございます。周知する仕組みにつきましては後ほど、4) 給付申請促進に関する取組みについてでご報告いたします。

続いて、3. 本事業が対象とする児への周知先についてです。本事業が対象とする児には、15歳前後で中学校や高等学校に通学している児もいる。脳性麻痺の児を多く診ている小児科医等にヒアリングを行い、周知が足りていない場所等があればそこに周知することを検討してほしいというご意見でございます。現在、特別支援学校を通じた周知を検討しております。

続いて、4. 特別給付事業の学会講演および解説Webセミナーについてです。日本小児神

経学会には産科制度の診断医が多く所属しているため、特別給付事業の開始に当たり、産科制度とあわせて講演を行った。また、別途開催された解説Webセミナーも、アーカイブ配信含め多くの方に視聴していただき、小児神経の先生への周知については手ごたえを感じている、というご意見でございます。

1) 第2回運営委員会の主な意見等についてのパートは以上でございます。

続きまして2ページをご覧ください。2) 運営体制についてご説明いたします。始めに、

(1) 円滑な申請のための取組みでございます。一つ目の○ですが、2025年1月に「産科医療特別給付事業ホームページ」を開設し、給付申請に必要な各種情報（チラシ、給付申請ハンドブック、診断協力医一覧等）を提供しております。二つ目の○です。診断医の皆様向けには、「産科医療特別給付事業給付申請用専用診断書」（以下、「専用診断書」）、「診断書作成の手引き」等も提供しております。続いて、2025年1月に本事業専用のコールセンターを開設し、安定的に稼働しております。

四つ目の○です。給付申請は、給付申請者が必要書類を運営組織から取り寄せ、加入分娩機関から診療録や専用診断書作成に必要な書類を取得し、専用診断書は作成資格を有する診断医に作成を依頼し、給付申請者が各種書類を運営組織に提出する仕組みとなっております。

五つ目の○です。給付申請者が過去に産科制度に補償申請を行ったことがある場合は、加入分娩機関からの診療録等の取り付けは不要とし、「給付申請者が作成する書類」を運営組織に提出し、申請することができることとしております。

最後の○でございます。いずれの取組みも大きな問題なく運営できておりまして、スムーズな給付申請が実現できております。なお、ページの下半分にコールセンターの電話番号、ホームページのアドレス、二次元コード等を掲載しておりますので、ご参考としてください。

2) 運営体制に関するご説明は以上でございます。

続きまして3ページをご覧ください。3) 審査および給付の実施状況等についてご説明いたします。始めに、(1) 審査の実施状況のア) 審査委員会の開催および審査結果の状況でございます。

審査・給付については、給付申請者から申請を受けた場合、すべての必要書類が到着した日から60日以内に給付申請者および加入分娩機関に受理通知を発出し、受理通知の発出日の翌日から起算して原則として120日以内に審査委員会において、審査した後、給付

申請者等に審査結果通知を発出する仕組みとなっております。なお、産科制度と本事業の委員会は同日に連続して同委員にて開催され、円滑に両審査を実施しております。

本年6月末現在、477件の審査を実施しまして、457件を給付対象と認定しております。給付対象457件のうち産科制度に補償申請を行ったことがある事案は329件、行ったことがない事案は128件となっております。なお、事業開始以降、2026年6月末時点で764件の給付申請書類の取り寄せ依頼を受け付けております。

続きまして4ページをご覧ください。イ) 給付対象外事案の状況でございます。6月末時点での給付対象外は20件となっております。給付対象外事案の理由別の状況は、表に記載のとおりとなっております。児の先天性要因または児の新生児期の要因によって発生した脳性麻痺である事案が12件、本事業の脳性麻痺の定義に合致しない事案が4件、重症度の基準を満たさない事案が3件、その他が1件となっております。

続きまして5ページをご覧ください。ウ) 異議審査委員会の開催および審査結果の状況でございます。本事業では、給付申請者が審査委員会の審査結果に不服がある場合は、不服審査手続に従って再審査請求（不服申立て）を行うことができます。本年6月末現在、異議審査委員会を4回開催しまして、不服申立のあった4件について審査を行いました。その結果、審査委員会の結論と同様に給付対象外と判定された事案が4件となっております。続きまして（2）特別給付金の支払いに係る対応状況でございます。給付申請者は、給付対象として認定を受けた場合、特別給付金の申請書類を運営組織に提出し、運営組織はすべての書類を受領した日から原則として60日以内に給付申請者に特別給付金（1,200万円）を支払う仕組みとなっております。本年6月末までに支払われた特別給付金は424件であり、いずれも「産科医療特別給付事業 実施要綱」（以下、「実施要綱」）に規定する期限内に支払われておりまして、迅速な給付を行っております。

3) 審査および給付の実施状況等に関するご説明は以上でございます。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは、この議題の1) から3) まで一括して扱いたいと思います。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。特にご意見、ご質問はないようですが、運営体制について大きな問題なく運営できているという報告を受けました。引き続き、本事業が安定的に運営でき

るよう、適切な対応をお願いしたいと思います。

それから、審査の状況につきましては、こちらも事業創設からおおよそ1年半を経過したわけですが、これまでのところは大きな問題もなく審査されているということが確認できたと思います。今後、これまでに想定されていないような事案が出ることもあるかもしれませんが、適時適切な対応を引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございました。それでは、本件については以上としたいと思います。

次の議事に進みたいと思います。4)でございますが、給付申請促進に関する取組みについてでございます。こちらも、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、続きまして6ページをご覧ください。4) 給付申請促進に関する取組みについてご説明いたします。最初に、(1) 周知の取組みでございます。一つ目の○です。給付対象と考えられる児が、申請期限を過ぎたために給付を受けることができないという事態が生じないように、産科医療関係者をはじめ、脳性麻痺児と関わる機会の多い医療・福祉関係者、行政機関、関係学会、関係団体等と連携して周知を行いました。

運営組織では、円滑な給付申請に資するよう、必要に応じて保護者と分娩機関の間の仲介等も含めた給付申請の支援を継続的に行っております。

関係学会・団体の学術集会での周知は、会場での各種発行物や周知帳票等の配布、抄録集への広告掲載、学術集会ホームページへのバナー広告の掲載等を行うことにより、本事業の周知を実施いたしました。

主な取組み・内容につきましては、下表に記載しておりますのでご覧ください。

始めに、1. 加入分娩機関を対象とした周知でございますが、事業案内チラシ、ポスター、リーフレット、ハンドブックの発送を行いました。

続いて、2. 自治体を対象とした周知ですが、(1) 厚生労働省事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について」の送付および周知協力の依頼、(2) 事業案内チラシ、ポスター、リーフレットの発送などを行いました。

続きまして7ページをご覧ください。(3) 厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議を通じた周知協力の依頼などを通して周知を行っております。

3、関係学会および関係団体を対象とした周知でございますが、学術集会または講演会等での周知を行いました。本事業の周知を目的に、例年よりも多くの学術集会等に参加し、出展しております。

続きまして8ページをご覧ください。(2)申請勸奨の取組みでございます。こちら、新たに取り組んでいる内容でございますが、事業創設から1年以上が経過しまして、申請件数が安定し、制度運営に大きな影響を与えるような状況も発生していないことから、実施要綱に記載されております「産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児の補償請求者に対して」の通知の実施方法について、具体的な検討を行いました。検討結果に基づいて、過去に産科医療補償制度にて個別審査対象外となり、給付事業未申請の児・保護者約250名に対し、2026年5月から順次ご案内を開始しております。具体的な取組み内容としましては、①補償請求者への本人限定受取郵便による通知を行っております。

資料2をご覧ください。巻末についております**資料2**にございます通り、事業の目的や期限、特別給付事業に未申請の方向けの通知であることや、ホームページから申請できること等をお伝えしております。

また、本体資料8ページに戻っていただきまして、主な取組みの②あて所不明、差出人戻しとなった補償請求者への電話連絡による住所確認およびご案内の再送を行います。③ご案内後、申請がない方への働きかけ、こういったことを行っているということでございます。

続きまして9ページをご覧ください。(3)給付申請書類未提出の方への取組みでございます。特別給付事業ホームページ経由で給付申請書類を取り寄せ済みの給付申請者のうち、6月末現在で申請書類を提出されていない方の人数は201名となっております。これらの方からは、順次書類をご提出いただいているものの、未提出の方の中には何らかの事情で滞りが生じていることも考えられることから、運営組織から働きかけを行うことで申請手続におけるお困り事や不安を解消いただき、給付申請手続を促す取組みを実施する予定にしております。

具体的な取組み内容につきましては、①書類未提出の給付申請者への書面等による働きかけ、②特別給付事業室コールセンターでのお困り事への相談対応、③リマインド後、一定期間経過して未提出の方にはフォローアップの連絡を行うこととしております。

4)給付申請促進に関する取組みについてのご説明は以上でございます。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等を承りたいと思います。小林委員、どうぞ。

○小林委員

小林です。

申請勧奨の取組の給付事業未申請の方で、個別審査対象外になって、まだ申請していない方への取組というのは非常に重要だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。それで、5月から既に案内を開始したということですが、申請を遅れていた理由とか、してなかった理由も、全員じゃなくても結構ですので聞いて、なぜ今まで申請しなかったかというところが分かると、今後の促進に役に立つかなと思いますので、可能であればそういう、電話口で聞いてもいいと思いますけれども、お願いしたいと思います。

それからもう一点、最初のほうの説明で、特別支援学級あるいは学校への周知ということについて、ここ、先ほど説明が今回はなかったのも、そこら辺どうなっているのか。義務教育なので、未受診の児も義務教育の中では必ず把握されていると思いますので、そちらのほうの取組みも、周知活動もお願いしたいと思います。

以上です。

○尾形委員長

ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか、ただいまのご指摘について。

○事務局

ありがとうございます。

最初のほうの補償申請を行ったことがない理由というものに関しましては、特別給付申請に関する問合せを通じて把握している理由としましては、産科や小児科で相談したところ、個別審査の補償対象基準の所定の要件を満たさないと判断されて補償申請されなかったという理由や、保護者ご自身が個別審査の補償対象基準の所定の要件を満たさないとご判断されて、補償申請をしなかったといったことを聞いております。

次に、特別支援学校、学級に関しましては、こちらは特に厚生労働省および文部科学省、こども家庭庁を通じて、今現在さらに周知を広げていこうという取組みを進めているところでございますので、また次回の運営委員会等で進捗についてはご報告させていただきます。

以上です。

○尾形委員長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林委員

ありがとうございました。

そうすると、最初のほうの質問の回答ですけれども、もう一度申請して、また対象外になってしまうという申請もあり得るということですね。

○事務局

おっしゃるとおり、そういった方も、該当される方、いらっしゃるかと思っております。

○尾形委員長

よろしいでしょうか。

○小林委員

はい。結構です。

○尾形委員長

ほかはいかがでしょうか。勝村委員、どうぞ。

○勝村委員

勝村です。

丁寧に対応していただいていると感じ、ありがたく思います。

今の支援学校の件なんですけど、とても大事なかなと思います。前回のコメントにもありますが、2009年だとしたら、もう15、6歳とかになっているという可能性もあるということで、ぜひ文部科学省を通じて、都道府県の教育委員会の支援教育課を通じて、今、特別支援学校以外の学校に重度の脳性麻痺の生徒さんが入るという事例が、大阪府や東京都などでかなり増えていると思いますので、やっぱり支援教育課のほうはそういうのを把握していて、そういう担当の先生方が集まる場所もよくご存じだと思いますので、そういう形のルートで文科省を通じてやってもらえるように依頼できたらよいのかなと思いました。ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○尾形委員長

ありがとうございました。ご意見として承りたいと思います。

それでは、五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員

五十嵐でございます。

積極的に取り組んでいただいているなというふうにご説明を承りました。

給付申請書類を取得されたけれども未提出の方への取組として、コールセンターのほうで

お困り事へのご相談に応じられているということなんですけど、もしお分かりになりましたら、具体的にご相談があつて、どういうことにお困りになっていらっしゃるのか、制度設計段階で例えばカルテがないようなケースもあるんじゃないかというような議論もあつたかと思いますので、実際ちょっと申請するのに少し困られているような具体的な事象がありましたら教えていただければと思います。

○尾形委員長

これはご質問ですので、事務局、お願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

こちらについては、そんなに多い件数ではないのですけれども、産科医療補償制度へ既申請の方と未申請の方で、ちょっと状況が違うかなと思っております。産科補償制度に既申請の方については、書類自体はもともとこちらの運営組織のほうにも持っておりますので、申請書という形で必要な書類はそこまでは多くはないと思いますが、未申請の方にとってみると、一から書類を集めなきゃいけないといったこともございますし、特別給付に関しましては、給付申請者の方がご自身で書類を集めていただいて送付いただくという点が、ちょっと手間がかかる部分もあると思っております。そういった一つ一つの書類について中身の書き方であったり、誰の名前をここに書けばいいのかとか、こういった書類が必要かといったところに、ちょっと戸惑いを感じていらっしゃる申請者の方もいらっしゃると思っております。

ですので、そちらに関しては、かなり日数が過ぎているという方に関しては、こちら側から丁寧にお話をお聞きするという形を取っています。

○尾形委員長

五十嵐委員、よろしいでしょうか。

○五十嵐委員

ありがとうございます。サポートも大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

○尾形委員長

事務局。

○事務局

1点補足させていただきます。

カルテ等が廃棄されている等の理由で、取付けにお困りになるようなケースが当初想定さ

れたわけですが、現時点においては、係るケースについては発生しておりませんで、スムーズに書類を提出いただいております、特段トラブル等は発生しておりませんので、付け加えさせていただきます。

以上です。

○尾形委員長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。勝村委員、どうぞ。

○勝村委員

もしかしたら以前お話いただいているかもしれないんですけども、もしカルテ等の廃棄とかが分かった場合というのは、どのように対処される方向で考えておられるのでしょうか。

○尾形委員長

これも事務局、お願いいたします。

○事務局

もし仮に書類がない場合なんですけれども、例えば分娩機関から診療録等の書類がないことを証明いただくという方法であるとか、あるいは、NICU退院時のサマリーなどをそろえることが可能な書類に限ってご提出いただくことで、こちらとしてそれを受け取り、判断させていただくというような形で対処する予定でございます。

○尾形委員長

勝村委員、よろしいですか。

○勝村委員

ありがとうございます。もう一点いいですか。

○尾形委員長

どうぞ。

○勝村委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

ちょっとこのことを考えていて、さきに戻るんですけど、最初のところで前回から給付対象は2倍ぐらいになっているんですけど、過去に産科医療補償制度に補償申請を行ったことがない事案は3倍ぐらいになっていて多いと思うんですね。この2009年から10年間ぐらいが対象だと思うんですけど、前半と後半でちょっと立っつけも変わっているわけ

ですけど、この１２８件って何年ぐらいの人が多いか、そういう傾向はもし気づかれていますことがあったりするんでしょうか。

○尾形委員長

これは事務局。

○事務局

ありがとうございます。

そちらで言いますと、制度がちょうど変わったタイミングの節目で我々のほうでも見ておりまして、２００９年から２０１４年生まれの方に関しましては、今２５３名が給付対象になっておりまして、２０１５年から２０２１年までですと、２０４名の方が給付対象になっております。ちょっと年数が違いますが傾向としましては、２００９年から２０１４年の方のほうで、１年当たりでいうと少し多いかなと思っております。

細かい内容につきましては、今後、これから中身を分析させていただきたいと思っているところでございます。

○尾形委員長

よろしいでしょうか。

○勝村委員

補償申請を行ったことがない事案の１２８件の中は、まだ分からないですか。もし分かっておられれば結構ですけど。

○事務局

そちらで言いますと、１２８件のうち内訳が２００９年から２０１４年が８３件でございます。２０１５年から２０２１年が４５件ですので、先ほど申し上げましたとおり、産科補償制度未申請の方が、今回、特別給付を申請された中でもやはり２００９年から２０１４年生まれの方のほうが多いかなと思っております。

○尾形委員長

よろしいですか。

○勝村委員

ありがとうございました。

○尾形委員長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに特にご意見、ご質問がなければ本件も以上としたいと思います。本事業は産科補

償制度の個別審査で補償対象外となった児等を救済し、特別給付金を特例的に支給するというを目的に創設されたものです。そういうことを踏まえますと、特に産科補償制度の個別審査で補償対象外となった児については漏れのない申請となるよう、引き続き申請勧奨の実施をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、先に進みたいと思います。5番目ですか、集合的分析に関する取組みについてでございますが、まずこれも事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局

資料10ページをご覧ください。5) 集合的分析に関する取組みについてご説明いたします。一つ目の○でございます。国が定めた実施要綱におきまして、「運営組織は、給付対象児に関する情報を集合的に分析し、脳性麻痺の発症につながる妊娠・分娩過程において生じるリスク因子等を取りまとめ、産科医療の質の向上に資する報告書を公表する」とされております。

二つ目でございます。本事業の創設の経緯や対象属性を理解いただいている「事業設計検討委員会の審査基準等に関するワーキンググループ」のメンバーの一人である岡委員を座長とし、医学的な専門家から構成される「集合的分析プロジェクトチーム」を産科医療特別給付事業運営委員会の部会として設置しまして、7月1日に発足しております。

三つ目でございます。集合的分析プロジェクトチームの第1回は、本年11月頃の開催を予定しております。また今後は、特別給付事業運営委員会において、集合的分析に関する進捗状況を報告することいたします。

5) 集合的分析に関する取組みについてのご説明は以上でございます。

○尾形委員長

ありがとうございました。

岡委員がご出席ですので、本プロジェクトにつきまして、岡委員、コメントをお願いできますでしょうか。

○岡委員長代理

ありがとうございます。

この座長も務めさせていただきます岡ですけれども、これまでも個別審査の方について、補償対象になった方、補償対象外になった方については、機構のほうで集合的な分析というのも行っていました。今回は、個別の個々の方の原因分析を、必ずしも十分な資料が集まらない方もいらっしゃると思いますので、なかなかそこまでは難しいと思いますけれども、

全体の方の背景因子とかそういったものはこれまでも分析してまいりましたので、同じような手法で分析することによって、今回、特別給付で申請されてきた方の背景とかそういったようなものが分かってくるのかなというふうには思っております。

そういう方が個別審査の対象外になっていた、こういったような方が漏れていたのかとかそういったようなことは、その集合的な分析の中で明らかになっていくのではないかなというふうに今期待をしているところになります。

なかなか個々のケースを突き止めるというところまでは難しいですけれども、ただ、今回の対象となっている方は、例えば28週であるとか30週であるとか早産の低出生体重のお子さんたちですので、そういう意味では、成熟児の方に比べると比較的集団としても均一ですので、その中での傾向を見せていただいてご報告できれば、今後のこの制度に寄与するような情報は得られるかなというふうには思っております。

以上です。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明等につきまして、ご意見、ご質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

特にご意見、ご質問がなければ本件は以上としたいと思いますが、岡委員におかれましては、この集合的分析プロジェクトチームの座長をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。なかなか大変な作業かというふうに思います。収集できる情報が限定的であるとか、あるいは様々な制約がある中で大変な分析かとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今後引き続き、当運営委員会において、経過等についての情報の共有をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、最後の議事であります6番目でありますけれども、本事業の収支状況についてということでございます。

それでは、まず、これも事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○事務局

本資料の11ページをご覧ください。6) 本事業の収支状況についてご説明いたします。始めに、(1) 本事業に係る費用でございます。こちら、実施要綱からの抜粋でございますが、一つ目の○でございます。実施要綱において、損害保険契約に係る保険料、本事業に

係る人件費その他の事務経費に要する費用は、産科医療補償制度の返還保険料（以下、「返還保険料」）により賄うものとするとして定められております。

また、同じ実施要綱において、運営組織は予算編成について、毎年、厚生労働省及び保険者に対し説明を行うとともに、本事業の運営委員会等において報告し、公表するものとされております。さらに、本事業に係る財源は産科医療補償制度の返還保険料と区別して管理し、本事業の運営を終了する時点において生じた残額は、産科医療補償制度の財源に戻し入れることとしてされております。

続いて、12ページをご覧ください。(2)運営組織の2025年度収支決算でございます。一つ目の○でございますが、事務経費につきましては、本事業では収入は支出額と同じ額を返還保険料から繰り入れるため、収支の差額は発生いたしません。事務経費につきましては、2025年度の支出は合計1億77百万円であり、主な支出は人件費等が74百万円、システム運用費等が34百万円、委託費が33百万円でございます。

続きまして13ページをご覧ください。(3)運営組織の2026年度収支予算でございます。一つ目の○でございますが、収支決算同様に、収入については支出額と同じ額を返還保険料から繰り入れるため、収支の差額は発生いたしません。2026年度の支出は合計2億3百万円を見込んでおりまして、主な支出は人件費が66百万円、システム運用費等が71百万円、委託費が30百万円でございます。

6) 本事業の収支状況についてのご説明は以上となります。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

石渡ですけれども、11ページの本事業の収支状況のところでは三つ目の○ですが、「産科医療制度の返還保険料を区分して管理し、特別給付事業の運営を終了する時点」と書いてありますけれども、今回もこれ、民間保険を活用しているわけなので本来は保険契約でやっているわけですが、こういうふうな要件が変わってくるたびに、この制度がまた動いてくるということになると、この運営を終了する時点というのはどの時点を言っているのかちょっと理解に苦しむことがあるんですけれども、この点はいかがでしょう。

○尾形委員長

これは事務局、お願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

ご案内のとおり、特別給付事業につきましては、2029年12月31日までの申請期限ですが、その後に、先ほどございましたけれども、集合的分析であったり、事後処理含めて、やはり半年近くから1年ぐらいかかると思っております。

こちらにつきましては、まだ関係者、厚生労働省、保険者といつという話はできておりませんけれども、2030年度末ぐらいまではかかると思っておりまして、その時点では石渡委員おっしゃる民間の保険制度を使っておりますので、そのときに返還保険料が幾らになるかを計算した上で、それを産科補償制度の返還保険料の残高に加えていくと、そういう流れになると思っております。

○尾形委員長

石渡委員、いかがでしょうか。

○石渡委員

私が懸念しているのは、この特別給付事業が今後ともまた条件が変わったときに、また新たにまず遡及するような形で新たに動き出すということを非常に懸念しているんですよ。今回これっきりで終わるのならそれでよろしいんですけども。これは運営委員会のほうでの検討かもしれないんですけども。理解できました。ありがとうございます。

○尾形委員長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。小林委員、どうぞ。

○小林委員

小林です。

運営組織の収支予算が、2025年度に比べて2026年度のシステム運用費が30百万以上増えていますけど、これは世の中の一般的な値上げによるものなんでしょうか。質問です。

○尾形委員長

事務局、お願いします。

○事務局

ありがとうございます。

一言で申し上げますと、新しいシステム、産科ネットというシステムは2026年の3月

にリリースをいたしましたので、そちらの運用費、開発費、保守費が乗ってきているという状況でございます。

具体的には、そういった費用で36百万円ほどプラスになっております。2025年度の実績のうち、システム開発費が34百万円に対して、26年度の予算が71百万円という形で、37百万円ほどプラスになっておりますが、そのほとんどが今申し上げた産科ネット移行に伴う保守費のベースアップによる費用とご理解いただければと思います。

○尾形委員長

よろしいでしょうか。

○小林委員

小林です。

システムがよくなっているということですね、性能的には。

○事務局

はい。その認識で結構でございます。

○尾形委員長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに特にご意見、ご質問もないようですので、本件も以上としたいと思います。

この事務経費につきましては、大変貴重な財源を使っているわけですので、引き続き、透明性を確保した運営に努めるようにお願いをしたいと思います。

本日用意しました議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

特にほかになければ、以上をもちまして全ての議事を終わりたいと思います。

事務局のほうから連絡事項があればお願いいたします。

○事務局

次回の特別給付事業運営委員会の開催は、来年の夏頃を予定しております。日程につきましては、改めてご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、この後、15時30分より産科医療補償制度の運営委員会を予定しております。Z o o mにつきましては同じID・パスワードを使用いたしますので、このまま参加したままとしていただいて結構でございます。なお、マイクやカメラのオフについてはご注意ください。

傍聴者の方におかれましても、参加したままとしていただいて結構でございます。開催直

前に事務局のほうでマイクやカメラをオンにいたします。

以上でございます。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第3回「産科医療特別給付事業運営委員会」を終了したいと思います。

各委員におかれましては、長時間にわたりまして、熱心なご議論をどうもありがとうございました。